

# 国内希少野生動植物種の指定に関する 状況と課題

令和6年11月  
環境省自然環境局野生生物課

# 絶滅危惧種の選定状況（環境省レッドリスト）



- 環境省レッドリストは平成24年度公表の第4次レッドリストをもとに一部改訂したレッドリスト2020（令和元年度公表）、平成28年度に公表した海洋生物レッドリストが最新版。これらにおいて**計3,772種を絶滅危惧種として選定**。
- 現在、第5次環境省レッドリストについて、令和6年度以降の順次公表を目指して評価作業中。この中では可能な限り定量評価によることとしている。

	分類群	評価対象種数	絶滅危惧種数	絶滅危惧割合	絶滅・野生絶滅種数
陸域	哺乳類	160	34	21.3%	7
	鳥類	約700	98	14.0%	15
	爬虫類	100	37	37.0%	0
	両生類	91	47	51.6%	0
	汽水・淡水魚類	約400	169	42.3%	4
	昆虫類	約32,000	367	1.1%	4
	貝類	約3,200	629	19.7%	19
	その他無脊椎動物	約5,300	65	1.2%	1
	維管束植物	約7,000	1,790	25.6%	39
	蘚苔類	約1,800	240	13.3%	0
	藻類	約3,000	116	3.9%	5
	地衣類	約1,600	63	3.9%	4
	菌類	約3,000	61	2.0%	26
海域	魚類	約3,900	16	0.4%	0
	サンゴ類	約690	6	0.9%	1
	甲殻類	約3,000	30	1.0%	0
	軟体動物（頭足類）	約230	0	0%	0
	その他無脊椎動物	約2,300	4	0.2%	0

# 国内希少野生動植物種の指定区分



- 国内希少野生動植物種については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）第4条において**3つの指定区分**が定められており、指定区分によって下表のとおり規制内容が異なっている。

## <国内希少野生動植物種（種の保存法第4条第3項）>

その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物種であって、政令で定めるもの。

## <特定第一種国内希少野生動植物種（種の保存法第4条第5項）>

「特定第一種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。

- 一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。
- 二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

## <特定第二種国内希少野生動植物種（種の保存法第4条第6項）>

「特定第二種国内希少野生動植物種」とは、次の各号のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるもの。

- 一 種の個体の主要な生息地若しくは生育地が消滅しつつあるものであること又はその種の個体の生息若しくは生育の環境が著しく悪化しつつあるものであること。
- 二 種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないものでないこと。
- 三 繁殖による個体の数の増加の割合が低いものでないこと。
- 四 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

表 国内希少野生動植物種の区分毎の規制内容

指定区分	捕獲等		譲渡し等	
	販売・頒布目的	それ以外	販売・頒布目的	それ以外
国内希少野生動植物種	禁止	原則禁止※1	禁止	原則禁止※1
特定第一種国内希少野生動植物種	原則禁止※2	原則禁止※1	規制対象外※3	規制対象外※3
特定第二種国内希少野生動植物種	禁止	規制対象外	禁止	規制対象外

※1 学術研究又は繁殖等、公益的な目的の捕獲等や譲渡し等で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※2 特定国内種事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う捕獲で、環境大臣の許可を受けた場合は可能。

※3 事業を行おうとする者は、あらかじめ環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

# 国内希少野生動植物種の選定要件等



- 国内希少野生動植物種の選定要件等については、種の保存法第6条第1項に基づく「希少野生動植物種保存基本方針」（以下「基本方針」）に定められている。

## <国内希少野生動植物種の選定要件（基本方針第二1（1））>

その本邦における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される種で、次のいずれかに該当するものを選定する。

- ア その存続に支障を来す程度に個体数が著しく少ないか、又は著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情がある種
- イ 全国の分布域の相当部分で生息地等が消滅しつつあることにより、その存続に支障を来す事情がある種
- ウ 分布域が限定されており、かつ、生息地等の生息・生育環境の悪化により、その存続に支障を来す事情がある種
- エ 分布域が限定されており、かつ、生息地等における過度の捕獲又は採取により、その存続に支障を来す事情がある種

## <特定第一種国内希少野生動植物種の選定要件（基本方針第二3）>

国内希少野生動植物種のうち、商業的に個体の繁殖をさせることが可能な種を選定する。ただし、ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）又は渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種に該当する場合には選定しない。

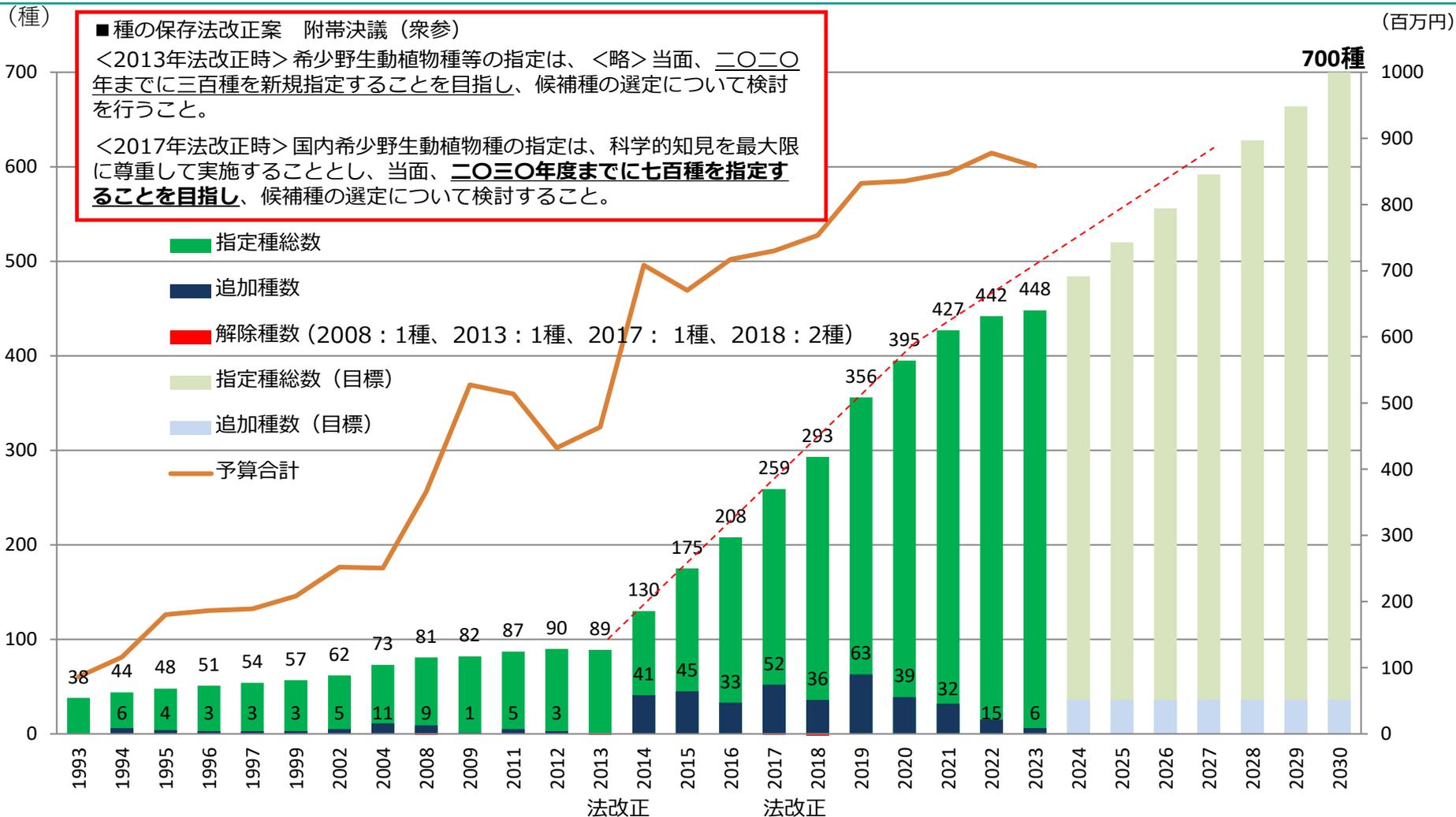
## <特定第二種国内希少野生動植物種の選定要件（基本方針第二4）>

国内希少野生動植物種のうち、次のいずれにも該当するものを選定する。

- ア 第二1（1）イ又はウに該当する種
- イ その存続に支障をきたす程度に個体数が著しく少ないものでない種
- ウ 生息・生育の環境が良好に維持されていれば、繁殖による速やかな個体数の増加が見込まれる種
- エ ワシントン条約附属書Iに掲載された種（我が国が留保している種を除く。）及び渡り鳥等保護条約に基づき、相手国から絶滅のおそれのある鳥類として通報のあった種以外の種

# 国内希少野生動植物種の指定状況と予算

- 直近の2回の法改正の国会附帯決議において、2020年までに300種追加指定（2013年と比較して）、**2030年までに合計700種の指定**が求められた。2020年の目標については2014年～2020年に309種を指定し達成。
- 他方で、**希少種関連予算については過去の制度改正や指定種数の増加に比例して一定の増加があったが、近年は横ばいであり、必要な調査や保全事業を実施していく上での課題となっている状況にある。**
- なお、指定及び解除について2014年から国民からの提案募集を開始したところ（2017年改正により法定化）、令和5年12月末までの間に合計68種の提案を受理し、うち30種を国内希少野生動植物種に指定した。



# 分類群別の指定状況

- レッドリストにおける「絶滅危惧種」に対する国内希少野生動植物種への指定率は、**分類群によってばらつきがある**。
- 絶滅危惧種数が比較的多いにも関わらず指定率が低い淡水魚類については、生息環境が河川や農業用水路であるなど産業や防災との調整が必要な環境であることや、一部の種については繁殖させた個体が観賞魚として流通している場合があることなどの状況を踏まえ、令和3年度から淡水魚の今後の指定のあり方について有識者による検討会を開催。特定第一種国内希少野生動植物種の適用も視野に課題の整理などを実施。

## 分類群ごとの絶滅危惧種における国内希少野生動植物種への指定状況

	指定率 (%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数
哺乳類	44.1	15	34
鳥類	45.9	45	98
爬虫類	29.7	11	37
両生類	85.1	40	47
淡水魚類	5.9	10	169
昆虫類	14.4	53	367
軟体動物（貝類）	7.9	50	629
その他無脊椎動物	9.2	6	65

	指定率 (%)	指定種数	RL2020 絶滅危惧種数
甲殻類（海域）	3.3	1	30
維管束植物	11.5	205	1,790
蘚苔類	0	0	240
藻類	0	0	116
地衣類	0	0	63
菌類	0	0	61

※注）レッドリスト2020公表以降に新種として記載された種で国内希少野生動植物種に指定されているものもある。この表ではレッドリストとの比較のため、指定種数からこうした種等を除外しているため、現行の指定種数とは整合しない分類群がある。

## 国内希少野生動植物種の各指定区分ごとの指定状況

指定区分	捕獲等	陳列・広告	譲渡等	輸出入	指定状況
物種 国内希少野生動植物種	原則禁止	原則禁止	原則禁止	原則禁止	イリオモテヤマネコ等、計448種
	特定第一種	原則禁止	— 事業届出が必要	—	レブンアツモリソウ等、計64種 (植物のみを指定)
	特定第二種	販売・頒布の目的で行うものは禁止		原則禁止	タガメ、サンショウウオ類等、計37種 (両生類、魚類、昆虫類、二枚貝類、甲殻類を指定)

# 関係法令における指定状況

- 環境省レッドリスト2020及び海洋生物レッドリストにおける絶滅危惧種を対象とし、令和5年（2023年）現在における種の保存法及び関係法令（都道府県制定の希少種関係条例等を含む）における指定担保状況を取りまとめた。
- これまでに種の保存法において指定実績がある10分類群について集計したところ、**1,816種**が関係法令により捕獲・採取が規制されている（全分類群については参考資料3を参照）。
- 分類群別では、哺乳類、鳥類、両生類、維管束植物の指定率が高く、**淡水魚類、昆虫類、軟体動物等、その他無脊椎動物の指定率が低い**。指定率の低い分類群には、増殖率が高く環境の改善により速やかな回復が見込まれる種が多く含まれ、捕獲・採取の規制の効果が限定的であるとも推察される。

絶滅危惧種の捕獲・採取を規制している法律・条例

地域を限定しない捕獲規制	地域を限定した捕獲規制
種の保存法	文化財保護法・条例
鳥獣保護法	希少種保護条例
文化財保護法・条例	国立・国定公園（指定動植物）
希少種保護条例	自然環境保全地域

絶滅危惧種に対する種の保存法及び関連法令（種の保存法、鳥獣保護法、文化財保護法・条例、希少種保護条例、国立・国定公園（指定動植物）、自然環境保全地域）に基づく捕獲・採取規制の割合（%）の比較。（括弧内の数字は絶滅危惧Ⅰ類の種数および割合。）

	絶滅危惧種数	種の保存法 指定数	関連法令 指定種数	種の保存法 指定割合(%)	関連法令 指定割合(%)
哺乳類	34 (25)	15 (15)	32 (23)	44.1% (60.0%)	94.1% (92.0%)
鳥類	98 (55)	45 (36)	97 (55)	45.9% (65.5%)	99.0% (100.0%)
爬虫類	37 (14)	11 (8)	22 (10)	29.7% (57.1%)	59.5% (71.4%)
両生類	47 (25)	40 (22)	44 (24)	85.1% (88.0%)	93.6% (96.0%)
淡水魚類	169 (125)	10 (10)	61 (45)	5.9% (8.0%)	36.1% (36.0%)
昆虫類	367 (182)	53 (40)	95 (65)	14.4% (22.0%)	25.9% (35.7%)
軟体動物（貝類）	629 (301)	50 (50)	113 (91)	7.9% (16.6%)	18.0% (30.2%)
その他無脊椎動物	65 (22)	6 (5)	18 (6)	9.2% (22.7%)	27.7% (27.3%)
甲殻類（海域）	30 (19)	1 (1)	2 (2)	3.3% (5.3%)	6.7% (10.5%)
維管束植物	1790 (1049)	205 (200)	1332 (742)	11.5% (19.1%)	74.4% (70.7%)
<b>合計</b>	<b>3266 (1817)</b>	<b>436 (387)</b>	<b>1816 (1063)</b>	<b>13.3% (21.3%)</b>	<b>55.6% (58.5%)</b>

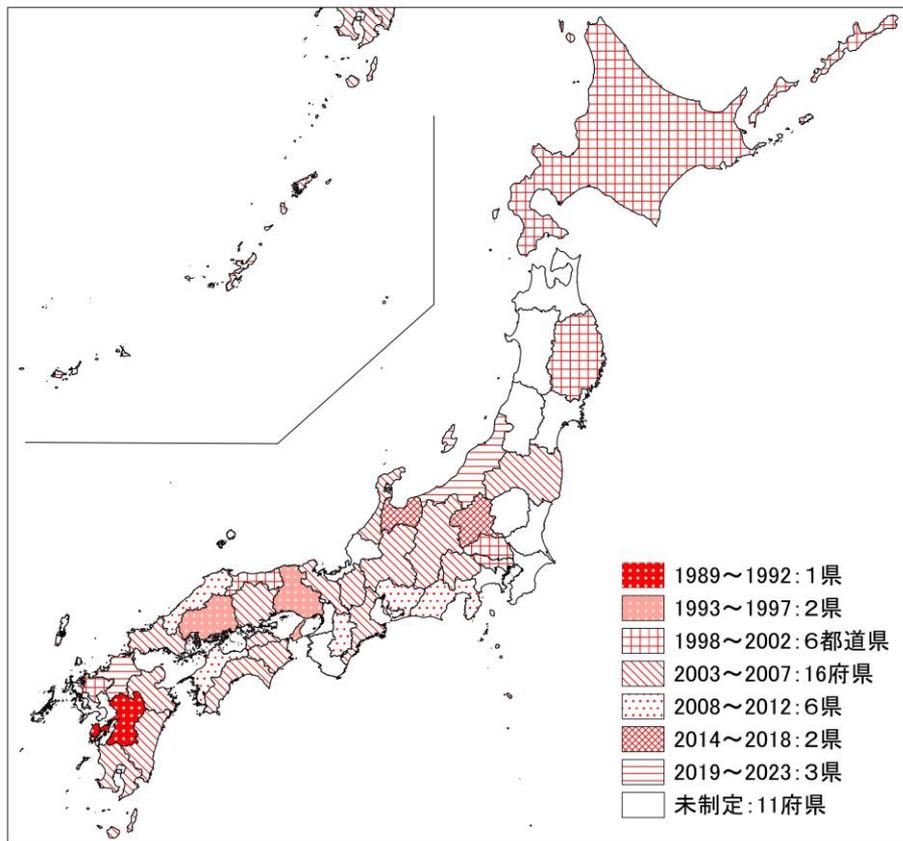
※注）各法令の指定内訳や、その他の分類群の指定状況については参考資料3を参照。また、レッドリスト2020公表以降に新種として記載された種で国内希少野生動植物種に指定されているものもある。この表ではレッドリストとの比較のため、指定種数からこうした種等を除外しているため、現行の指定種数とは整合しない分類群がある。

# 都道府県における希少種保護条例の指定推移について

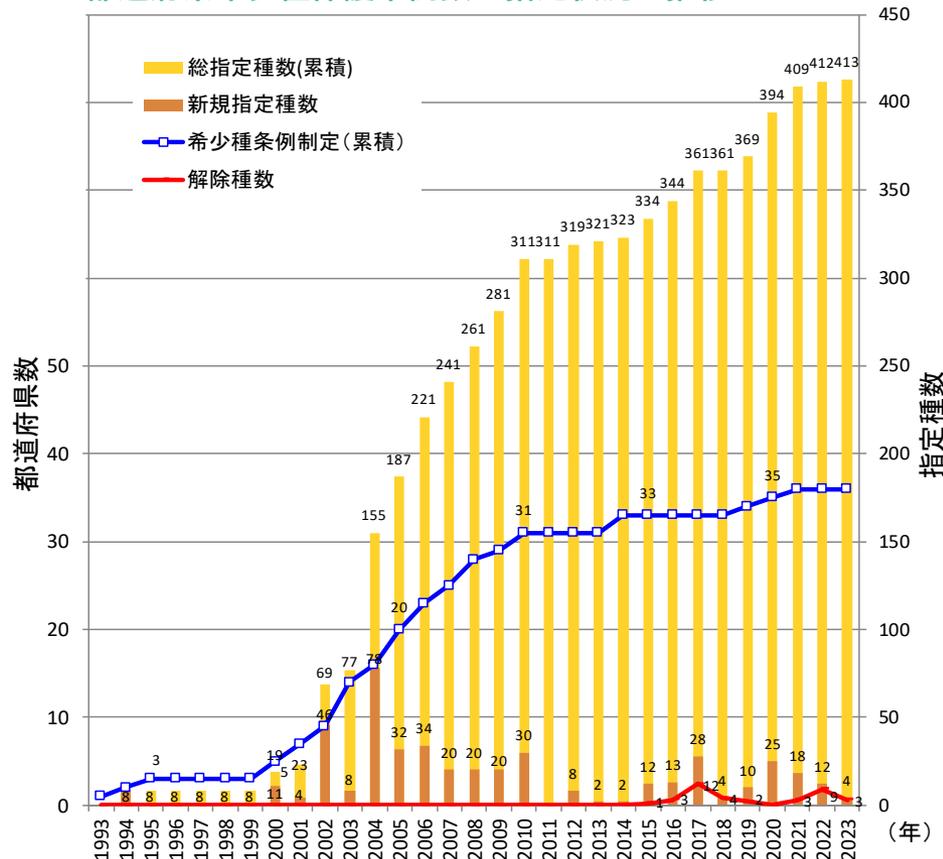
- 環境省レッドリスト2020の絶滅危惧種（絶滅危惧Ⅱ類（VU）以上）を対象とし、種の保存法が制定された平成5年（1993年）から令和5年（2023年）までに都道府県で制定された希少種保全条例数及び同条例の指定状況を取りまとめた。
- 2000年頃から条例制定数・指定種数ともに増加が見られ、令和5年（2023年）現在、36都道府県で希少種保全条例が制定されており、合計で**413種**の絶滅危惧種が指定されている。
- **国内希少野生動植物種（448種）と合わせると、合計861種が指定されている状況。**

※複数の都道府県に分布している種については、一部の都道府県で指定されていても1種としてカウントしている。また、国内希少野生動植物種に指定されている種、環境省レッドリスト2020に掲載されていない種、市町村条例指定種は本集計の対象外とした。

## 都道府県希少種保護条例の制定状況



## 都道府県希少種保護条例数と指定状況の推移



# 国内希少野生動植物種の指定後の状況について

- 国内希少野生動植物種について、指定後のレッドカテゴリーの変化をとりまとめた。なお、直近10年に指定した種（362種）については、その後の生息状況に大きな変化はないと考えられるため除外した。
- 評価の対象となった合計86種のうち、指定後にレッドリストカテゴリーが変化しなかった種は67種（77.9%）、カテゴリーが下がった種は11種（12.8%）、カテゴリーが上がった種は8種（9.3%）だった。
- カテゴリーが上がった8種のうち6種は、指定年に近い第2次RL（1997）から次の第3次RL（2006）のタイミングにカテゴリーが変化した。
- カテゴリーに変化のあった種は、小笠原諸島や南西諸島の固有種が多く、保護増殖事業計画が策定されている種が多かった。一般的に事業効果検証には時間を要し、各事業において実施している効果検証を引き続き継続しながら事業展開する必要がある。

レッドリストカテゴリーの変化。括弧内は保護増殖事業計画策定種数。

分類群	UpList	Stay	DownList	all
哺乳類	1	3	1	5
鳥類	6	23	5	34
爬虫類	0	1	0	1
両生類	0	1	0	1
汽水・淡水魚類	0	4	0	4
昆虫類	0	15	0	15
貝類	0	0	0	0
その他無脊椎動物	0	0	0	0
維管束植物	1	20	5	26
甲殻類	0	0	0	0
合計	8(4)	67(36)	11(9)	86(49)
割合	9.3%(4.7%)	77.9%(41.9%)	12.8%(10.5%)	

# 種の保存法 平成29年改正の概要（特定第二種）

## 課題

- レッドリストでは、約3,700種の絶滅危惧種が選定されているが、種の保存法の 国内希少野生動植物種は208種※に留まっている。
  - ※当時の指定数。平成25年改正時の附帯決議において、2020年までに300種の新規指定を目指すこととされている。
- 多くの絶滅危惧種が二次的自然（里地里山等）に依存※しているが、人口減少等に伴い、自然に対する働きかけが縮小。そのため、積極的に保全対象とし、人の働きかけを維持するための支援等が必要。
  - ※昆虫類、淡水魚類、両生類の約7割が二次的自然に生息と推定。
- また、二次的自然に分布する一部の種については、高額取引等を背景として業者等による大量捕獲の危機にさらされている。
- しかし、指定に伴う規制が調査研究や環境教育等に支障を及ぼすため、現行の規制対象種とすることには問題がある場合もある。
- 産卵数が多いなど増殖率が高く、環境が改善すれば速やかな回復が見込まれる種※については、捕獲等（第9条）及び譲渡し等（第12条）の規制が重要ではない場合がある。
  - ※昆虫類、淡水魚類、両生類等を想定。



ため池



昆虫類

## 改正内容

### <現行の国内希少野生動植物種>

- 学術研究、繁殖、教育等の目的で許可を受けた場合を除き、捕獲等及び譲渡し等は原則として禁止（第9条）。

捕獲・採取・損傷

販売・交換

### <特定第二種国内希少野生動植物種>

#### （新設・第4条第6項）

- 販売・頒布の目的での捕獲等のみを禁止（第9条第2号）。

販売・頒布  
業者の捕獲等

調査研究・環境教育等  
捕獲や交換

# 特定第二種国内希少野生動植物種一覧



- 前回改正で創設された特定第二種国内希少野生動植物種については、令和元年度にタガメ、カワバタモロコ、トウキョウサンショウウオを先行して指定。
- その後、令和3年度から本格指定を開始。インターネット等での高額又は大量の販売が見られた小型サンショウウオ類や水生昆虫、二枚貝類などについて**合計37種を指定**（両生類25種、魚類1種、昆虫類8種、二枚貝類2種、甲殻類1種）。

分類群	種名		指定年	分類群	種名		指定年
	和名	学名			和名	学名	
両生類	アブサンショウウオ	<i>Hynobius abuenis</i>	令和4年1月	両生類	トウキョウサンショウウオ ※3	<i>Hynobius tokyoensis</i>	令和2年2月
両生類	アキサンショウウオ ※1	<i>Hynobius akiensis</i>	令和4年1月	両生類	ヒバサンショウウオ	<i>Hynobius utsunomiyaorum</i>	令和4年1月
両生類	ヤマグチサンショウウオ	<i>Hynobius bakan</i>	令和4年1月	両生類	ヤマトサンショウウオ	<i>Hynobius vandenburghi</i>	令和4年1月
両生類	オオダイガハラサンショウウオ	<i>Hynobius boulengeri</i>	令和4年1月	両生類	シコクハコネサンショウウオ	<i>Onychodactylus kinneburi</i>	令和4年1月
両生類	オオイタサンショウウオ	<i>Hynobius dunni</i>	令和4年1月	両生類	ホムラハコネサンショウウオ	<i>Onychodactylus pyrrhonotus</i>	令和5年1月
両生類	ヒガシヒダサンショウウオ	<i>Hynobius fossigenus</i>	令和4年1月	両生類	キタサンショウウオ	<i>Salamandrella keyserlingii</i>	令和4年1月
両生類	マホロバサンショウウオ	<i>Hynobius guttatus</i>	令和4年1月	魚類	カワバタモロコ	<i>Hemigrammocypripis neglectus</i>	令和2年2月
両生類	ベッコウサンショウウオ	<i>Hynobius ikioi</i>	令和4年1月	昆虫類	ゲンゴロウ	<i>Cybister chinensis</i>	令和5年1月
両生類	イワミサンショウウオ	<i>Hynobius iwami</i>	令和4年1月	昆虫類	ヒメフチトリゲンゴロウ	<i>Cybister rugosus</i>	令和5年1月
両生類	イヨシマサンショウウオ	<i>Hynobius kuishiensis</i>	令和4年1月	昆虫類	エゾゲンゴロウモドキ	<i>Dytiscus marginalis czerskii</i>	令和5年1月
両生類	イズモサンショウウオ	<i>Hynobius kunibiki</i>	令和4年1月	昆虫類	マルガタゲンゴロウ	<i>Graphoderus adamsii</i>	令和5年1月
両生類	ブチサンショウウオ	<i>Hynobius naevius</i>	令和4年1月	昆虫類	オオイチモンジシマゲンゴロウ	<i>Hydaticus pacificus conspersus</i>	令和5年1月
両生類	カスミサンショウウオ ※2	<i>Hynobius nebulosus</i>	令和4年1月	昆虫類	オキナフスジゲンゴロウ	<i>Prodaticus vittatus</i>	令和5年1月
両生類	オキサンショウウオ	<i>Hynobius okiensis</i>	令和4年1月	昆虫類	タガメ	<i>Kirkaldyia deyrolli</i>	令和2年2月
両生類	チクシブチサンショウウオ	<i>Hynobius oyamai</i>	令和4年1月	昆虫類	コバムシ	<i>Ilyocoris cimicoides exclamationis</i>	令和5年1月
両生類	チュウゴクブチサンショウウオ	<i>Hynobius sematonotos</i>	令和4年1月	貝類	カフシンジユガイ	<i>Margaritifera laevis</i>	令和4年1月
両生類	サンインサンショウウオ	<i>Hynobius setoi</i>	令和4年1月	貝類	コガタカフシンジユガイ	<i>Margaritifera togakushiensis</i>	令和4年1月
両生類	セトウチサンショウウオ	<i>Hynobius setouchi</i>	令和4年1月	甲殻類	コホンザリガニ	<i>Cambaroides japonicus</i>	令和5年1月
両生類	コガタブチサンショウウオ	<i>Hynobius stejnegeri</i>	令和4年1月				

※1 指定後に新種として報告された*Hynobius geiyoensis*（ゲイヨサンショウウオ）、*Hynobius sumidai*（ヒロシマサンショウウオ）を含む。

※2 指定後に新種として報告された*Hynobius tagoi*（タゴサンショウウオ）を含む。

※3 指定後に新種として報告された*Hynobius sengokui*（イワキサンショウウオ）を含む。

# 特定第二種国内希少野生動植物種の指定等

- 特定第二種国内希少野生動植物種については、令和5年度には保全活動の事例紹介や情報交換、ネットワークづくりを目的とした活動団体等による情報交換会を開催。
- タガメ、カワバタモロコ、止水性サンショウウオ類、カワシンジュガイ類について、これから保全活動に取り組もうとしている主体などを対象に、保全の方法や留意事項をとりまとめた「保全の手引き」や「保全事例集」を作成。

## 特定第二種指定により見込まれる効果や種の例

(令和3年度希少野生動植物種専門家科学委員会資料より)

### ■ 指定により期待される効果

捕獲・飼育などを伴う保全活動や環境教育等の活動を妨げずに、販売等を目的とした大量捕獲等のみを規制しながら保全を促進することができる。

(例) 先行的に指定された3種の効果(ヒアリング等による)

- ・ 指定後の大量捕獲等は確認されていない
- ・ 保全の現場において違法捕獲を発見した場合の抑止力になりうる
- ・ 指定種であることにより保全の理解を得やすくなった
- ・ 生物多様性保全推進交付金の交付を受けたことにより、保全活動や生息状況調査等を進展させることができた
- ・ 採集者対策のために情報を公開できなかったが、規制されたことで地域と連携した保全を考えられるようになった

### ■ 特定第二種への指定が効果的と考えられる種の例

- ・ 地域での保全活動によって生息地保全が見込まれる種
- ・ 流通目的の捕獲等が減少要因の一つと考えられ、流通目的の捕獲等を規制することで種の保全が見込める種
- ・ 国内希少野生動植物種の規制内容では厳しすぎる種(種の存続に管理行為が必要な種等)

### ■ 課題

- ・ 普及啓発、保全活動の継続に向けた支援や仕組みづくり
- ・ 保全の手引き、保全事例集の作成や保全関係者間での情報共有



# 特定第二種国内希少野生動植物種の保全に係る情報交換会

- 令和5年2月に、**特定第二種国内希少野生動植物種の保全に関わる保全団体や研究者等の関係者を対象とした情報交換会をWeb会議にて開催した** ([https://www.env.go.jp/page\\_00708.html](https://www.env.go.jp/page_00708.html))。
- 令和元年度に先行して特定第二種国内希少野生動植物種に指定したトウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの3種を中心として、先進的に取り組まれている保全活動の事例紹介のほか、保全活動に係る具体的な情報交換、有識者とのネットワークづくり、活動支援に関する情報提供等を行うことによって、特定第二種国内希少野生動植物種の保全を推進することを目的として実施した。

## 情報交換会発表資料（一部抜粋）

**栃木県のトウキョウサンショウウオ**  
レッドデータブックとちぎ2018より

宇都宮市  
戸祭山緑地

特定第二種国内希少野生動植物種  
国・県のレッドリストで絶滅危惧II類に指定

宇都宮市では・・・  
市街地北部の丘陵地  
東西2.5km、南北2.5kmの範囲

オス観が繁殖保護  
1年幼虫  
5年幼虫ヤゴ捕査

最近（2019年以降）の取り組み

- 生息地を購入した企業との協働
- ・ 保護池の浚渫  
→ 縮小した既存池から移殖（2020年に実施）

生活史まとめ  
成体や幼体は林床で生活  
産卵は産卵のため水辺へ  
1月中旬～4月上旬  
幼虫は定着して地上生活  
6月上旬～7月下旬

浚渫後の保護池

### ＜保全対策の発表＞

3種の保全実施者（発表者）11名による取組発表と3名のアドバイザーによる助言を頂いた。  
発表後には、発表者、アドバイザー、参加者による総合討論を実施した。

### ＜総合討論テーマ＞

- ① 持続的に活動するための工夫や課題
- ② 各主体の活動状況や成果の活用共有
- ③ 次の世代にどう伝えるか

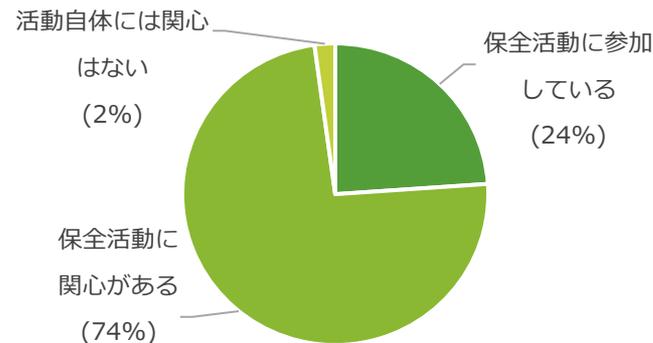
生駒市のカワバタモロコ生息状況  
生駒市では、取戻されたため池のみで確認している。

アメリカザリガニ拡散の  
2017年12月に小さなザリガニを発見  
2018年7月 特別管理区域指定  
2019年10月 特別管理区域指定

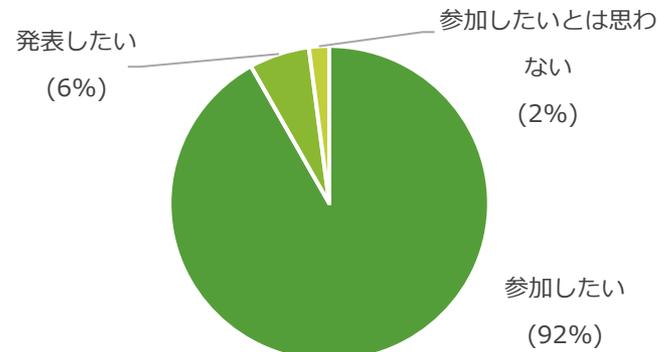
- ・ 生駒市の里山環境を保全していくためのシンボルとなる種
- ・ 絶滅リスク回避のために、生息域外保存が必要
- ・ 長期間にわたる活動が必要
- ・ → 活動時に持続可能なしくみづくりが必要

## 情報交換会参加者へのアンケート結果

Q. トウキョウサンショウウオ、カワバタモロコ、タガメの保全について、御意見をお聞かせください。



Q. 今後このような情報交換会が開催される場合には、参加したい又は発表したいと思いますか。



## ■ 分類群又は種の特性による保全のあり方

- ・ 捕獲・採取の規制のカバー率が低い淡水魚類、昆虫類、軟体動物等、その他無脊椎動物では、捕獲圧等が大きな減少要因である場合以外では、捕獲や流通の規制が有効な政策とは限らず、種の状況によっては規制が順応的な保全に対して制約になる可能性も考えられる。  
→種の保存法に基づく指定は種の存続の困難さと捕獲・採取規制等の施策効果を踏まえて取組む一方、種の特性によっては法規制の枠に留まらず現場での保全の取組を後押しする手法の検討が必要。

## ■ 関係制度及びそれらに基づく施策との連携

- ・ 絶滅危惧種の保全を目的としている都道府県の条例及びその指定種は増加傾向にあるが、11県は条例を有していない。
- ・ 制度設計は各自治体によって異なり、指定に当たっての考え方にもばらつきがある。指定種の生息状況等を共有する枠組みもない。  
→効果的・効率的な保全のための国・地方自治体・民間の連携体制、情報共有体制の構築の検討が必要。

## ■ 保全の取組を促進させる施策の展開

- ・ 最終的には本来の生息地又は生育地における当該種の安定的な存続が確保され、捕獲圧等の問題が無い限り指定解除がなされることが望ましいが、個体数の回復には、規制だけではなく、保護増殖の取組、特に生息域内の保全の取組が重要と考えられる。  
→保護増殖の取組には、種の特性や減少要因、生息・生育状況のトレンド等のより具体的な情報の収集と、個体数の回復が見込まれかつ実行性のある適切な対策が関係者間で認識される事が重要。  
→人材及び事業費の制約も踏まえ、活動への支援の継続に加え、企業等による支援も含めより多様な主体の参画を促す仕組みの検討も必要。

## ■ 特定第二種国内希少野生動植物種の指定

- ・ 特定第二種については捕獲・採取規制に留まらず当該種が生息・生育可能な生態系の維持活動が促進されることが重要だが、その活動の促進は十分とはいえない。  
→多様な主体による活動を念頭に置いた場合、効果的な保全手法の把握と共有が重要。保全の手引きの作成等により、種の保存の観点からの技術的支援の推進が必要。